

令和3年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員見解

令和3年8月5日

令和3年度富山県最低賃金の改正決定については、本日まで5回にわたり専門部会を開催し、真摯な議論により十分な審議を尽くしてきたところである。

公益委員としては、労使の意見を踏まえつつ、

- (1) 県内では、春季賃上げ状況において2%前後の上昇が見られること、各関係機関が取りまとめたところによると、業況判断は依然として厳しく、先行きも不透明とされている一方で、直近においては企業収益や売上高に回復傾向が見られるとするものもあること、新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せないものの、ワクチン接種や治療薬の研究開発が確実に進んでいること、各種施策等を背景に景気は持ち直しの動きが続くことが期待されること、県内の有効求人倍率は全国に比べて高い水準で推移しており、雇用情勢に持ち直しの動きが見られること等、昨年度とは状況に変化が見られること。
- (2) 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安はAからDまでの全てのランクにおいて28円とされたところであるが、本県においては、現行最低賃金額849円に対する28円の比率は3.30%であり、平成28年度から令和元年度までの引上げ率と比べ著しく高い水準ではなく、また、地域間格差の是正、経済好循環の実現及び非正規雇用労働者の処遇改善等を勘案して目安が決定されたことや、地域別最低賃金の全国整合性を図るためとされる目安制度の趣旨を考慮すると、これを参酌すべきと考えられること。
- (3) 最低賃金額を目安どおり28円引き上げた場合、最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく影響率は13.5%となり、本県においては少なくとも近年に例のない高い値となるが、これは、最低賃金が担う役割の変化や、現行額近傍の850円に分布が一定程度偏在していることによるものと見られ、また、平成28年度から令和元年度までの間に他の都道府県で10%を超える影響率が散見されたにもかかわらず、現在のところ事業継続や雇用維持に大きな支障が生じたとする報告は確認されていないことから、この値をもって直ちに引上げ額を抑制すべきとは判断されないこと。
- (4) 政府は賃上げの環境整備として各種施策を打ち出しており、また、富山労働局においても「業務改善助成金特別相談窓口」が設置される等、今般の最低賃金改定審議を踏まえて支援策が講じられていること。
- (5) 時代に合わせた労働者の意識変化や企業における人材確保の観点から、最低賃金引上げはこうした動きを促す契機になり得ると考えられること。

等の要素を総合的に検討した結果、富山県最低賃金については、現行最低賃金額を28円引き上げ、時間額877円とすることが適当であるとの結論に達したものである。